令和2年3月17日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

関東運輸局
自動車運送事業安全監理室

（１）行政処分等の年月日	令和2年3月17日
（２）事業者の氏名又は名称	金成商事株式会社（法人番号：4011801006981）　代表者　千葉忠雄
（３）事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	（事業者）　東京都足立区一ツ家3-26-11 （本社営業所）東京都足立区一ツ家3-26-11
（４）行政処分等の内容	事　業　停　止　　30日間 （事業停止期間：令和2年3月23日～令和2年4月21日） 輸送施設の使用停止　　60日車
（５）主な違反の条項	道路運送法第33条第2項
（６）違反行為の概要	令和元年6月19日及び令和元年7月10日、定期的な監査を実施。3件の違反が認められた。(1)事業の貸渡し(道路運送法(以下「運送法」)第33条第2項)、(2)虚偽の報告(運送法第94条第1項)、(3)法人の役員、社員又は定款、寄付行為の変更届出(道路運送法施行規則第66条第1項第8号)
（７）違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数　36点 当該事業者の累積点数　36点

注　違反点数については過去３年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について２．（４）但し書き参照)

令和2年3月17日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

関東運輸局
自動車運送事業安全監理室

（１）行政処分等の年月日	令和2年3月17日
（２）事業者の氏名又は名称	有限会社三礼（法人番号：7012802010326）　代表者　本間芳正
（３）事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	（事業者）　東京都東大和市蔵敷3－863－8 （本社営業所）東京都東大和市蔵敷3－863－8
（４）行政処分等の内容	事　業　停　止　　30日間 （事業停止期間：令和2年3月23日～令和2年4月21日） 輸送施設の使用停止　　200日車
（５）主な違反の条項	旅客自動車運送事業運輸規則第45条第1号
（６）違反行為の概要	平成31年4月10日及び平成31年4月22日、定期的な監査を実施。11件の違反が認められた。(1)事業計画の事前変更届出違反(道路運送法(以下「運送法」)第15条第3項)、(2)営業区域外旅客運送(運送法第20条)、(3)運行管理者の選任届出違反(運送法第23条第3項)、(4)疾病のおそれのある乗務(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第21条第5項)、(5)運行指示書の記載事項不備(運輸規則第28条の2第1項)、(6)運転者に対する指導監督等義務違反(運輸規則第38条第1項)、(7)初任・高齢運転者に対する特別な指導義務違反(運輸規則第38条第2項)、(8)初任・高齢運転者に対する適性診断受診義務違反(運輸規則第38条第2項)、(9)点検整備関係義務違反(運輸規則第45条第1号)、(10)整備管理者選任(解任)の未届出(道路運送車両法第52条)、(11)運行管理者に対する講習受講義務違反(運輸規則第48条の4第1項)
（７）違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数　50点 当該事業者の累積点数　50点

注　違反点数については過去３年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について２．（４）但し書き参照)